

平成 16 年 2 月 23 日
長崎県警察本部訓令第 4 号
最終改正 平成16年 4 月16日

長崎県警察の行う会計事務の監査に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、長崎県警察の行う会計事務の監査について、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(監査)

第 2 条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、少なくとも年 1 回、各所属の会計事務に関する帳簿、金庫及び書類について監査を行うものとする。

(監査実施者等)

第 3 条 本部長は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）に会計事務の監査を行わせるものとする。

2 本部長は、会計事務の監査を行うに当たり、監査補助者を置くことができる。

(監査実施計画)

第 4 条 本部長は、監査の実施に当たり、毎年 3 月末日までに翌年度の対象所属、時期、実施項目等を定めた監査実施計画を作成するものとする。

(監査実施計画の変更)

第 5 条 本部長は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、監査実施計画を変更することができる。

(監査の実施)

第 6 条 本部長は、監査実施計画に従い、定期監査を行うものとする。

2 本部長は、定期監査のほか、特に必要があると認めるときは、随時の監査（以下「随時監査」という。）を行うことができる。

(監査実施上の配意事項)

第 7 条 監査を受ける所属の長及び関係職員は、会計監査が円滑に実施できるよう配意するものとする。

(資料の提出等)

第 8 条 本部長は、必要と認められるときは、所属長又は当該所属の職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。ただし、特別の理由がある場合のほかは、事前に所属長に対し、その旨を通知するものとする。

(監査結果の報告)

第 9 条 会計課長は、定期監査及び随時監査の監査結果を、速やかに本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第10条 本部長は、公安委員会に対し、毎年度終了後、速やかに監査結果を報告しなければならない。

2 本部長は、前項に規定する場合のほか、特に必要があると認めるときは、会計監査の実施状況を、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

（監査結果に基づく措置）

第11条 本部長は、監査結果の報告に基づき、是正又は改善を要すると認められる事項については、当該所属長に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属長は、是正又は改善した結果について、本部長に報告しなければならない。

（会計事務の指導）

第12条 会計課長は、各所属の職員に対して、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年3月20日から施行する。

附 則（平成16年長崎県警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成16年4月19日から施行する。